

(2) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況

(要旨)

ア 総合化事業計画の認定要件等

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月14日農林水産省告示第607号。以下「総合化基本方針」という。)では、総合化事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業経営の改善に係る以下の2指標をいずれも満たすことが掲げられている。

- ① 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計(以下「総合化事業の売上高」という。)が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること。
- ② 総合化事業の実施により、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体の所得(以下「経営全体の所得」という。)が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。

認定総合化事業者は、農地法(昭和27年法律第229号)の特例(農地転用の手続の簡素化)や、農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)など、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置を活用することができるほか、総合化事業の実施に必要な施設の整備等を補助の対象とする農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」(注)等を活用することができる。また、地方農政局等(北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下同じ。)は、毎年度、認定総合化事業者の総合化事業の実施状況等を把握して、助言等による支援を実施している。

(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売施設整備事業)」となっている。

イ 総合化事業計画の認定件数、特例措置の活用状況等

総合化事業計画の認定件数の推移をみると、制度が開始された平成23年度以降、29年度末までに2,349件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成23年度には709件であったが29年度には122件にとどまるなど減少傾向にある。

六次産業化・地産地消法に基づく各種法律の特例措置の活用状況をみると、平成29年度末までの活用件数は累計120件であり、29年度末までの総合化事業計画の認定件数2,349件の5.1%となっている。また、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」の活用状況(当該交付金の前身となる補助金等を含む。)をみると、平成29年度末までの活用件数は累計で486件となっている。

ウ 総合化事業の効果の発現状況の把握結果

農林水産省が認定総合化事業者に対して実施するフォローアップ調査の結果を活用し、分析可能な800事業者（以下「分析対象事業者」という。）（注1）の「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」の i）2指標の状況、ii）2指標の達成状況、iii）総合化事業の開始時点の同事業の売上高の規模（以下「総合化事業の規模」という。）別（注2）の分析をしたところ、以下のとおりとなっている。

（注1） 分析対象事業者は、農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、平成28年度末（平成29年3月）までに計画期間が終了した全ての認定総合化事業者1,001事業者のうち、総合化事業の売上高並びに経営全体の売上高、経営費及び所得が総合化事業計画の申請時から計画期間最終年度まで把握できる者であり、かつ、i）経営全体の売上高及び経営費が同一の数値となっている者、及びii）総合化事業の売上高の増加率が計算できない、開始時点の当該売上高が0円の者を除いた800事業者（「農業」（737事業者）、「林業」（14事業者）、「漁業・水産業」（49事業者））を抽出したものである。なお、認定年月と目標年月に基づき算出された期間を総合化事業の実施期間とみなし、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の数値については、申請時を総合化事業計画の開始時点、計画期間の最終年度を総合化事業計画の終了時点とみなした。

（注2） 当省のアンケート調査結果における階層区分と同様に、総合化事業の規模別の階層区分は、「100万円未満」、「100～500万円未満」、「500～1,000万円未満」、「1,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」の5区分とした。

① 各指標の分析対象事業者の合計額に関して、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率をみると、次のとおりである。

i）総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業に係る6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注1）。

ii）経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注2）。

（注1） 分析対象事業者の総合化事業の売上高の合計額と、6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額と比較するため、農林水産省の「6次産業化総合調査」を活用し、農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の年間販売金額の合計額を基に算出したものである。

（注2） 分析対象事業者の経営全体の所得と比較可能な、6次産業化の取組に係る所得の状況を把握した既存統計調査等がないため、農林水産省の生産農業所得統計により算出したものである。

② 2指標の達成状況についてみると、次のとおりである。

i）総合化事業の売上高の指標を達成している事業者は71.4%（571/800事業者）となっている。また、総合化事業の売上高について、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値（注1）は39.4%であり、総合化基本方針に定められている増加率3～5%を超えている。

ii) 経営全体の所得の指標を達成している事業者は38.1% (305/800事業者) となっており、総合化事業の売上高の指標と比較して達成に苦慮している状況がうかがえる。また、経営全体の所得について、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は48.1% (385/800事業者)、終了時点で黒字の者 (注2) の割合は、55.3% (442/800事業者) となっている。

iii) いずれの指標も達成している事業者は29.9% (239/800事業者) となっている。

(注1) 分析対象事業者ごとに総合化事業の規模にばらつきがあるため、中央値により分析を行うこととした。

(注2) 経営全体の所得について、総合化事業計画の終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っている者を黒字の者とした。

③ 各指標について、総合化事業の規模別に分析したところ、次のとおりである。

i) 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっており、「100万円未満」の階層では79.3% (92/116事業者) と達成している者の割合が最も高く、「1億円以上」の階層では、65.7% (65/99事業者) と最も低くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さいほど高く、特に「100万円未満」の階層では269.2%と、顕著に高くなっている。

ii) 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、48.5% (48/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では27.6% (32/116事業者) と最も低くなっている。また、経営全体の所得が総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は、「100万円未満」の階層では37.9% (44/116事業者) であるのに対し、「1億円以上」の階層では57.6% (57/99事業者) であり、「1億円以上」階層の方が割合が高くなっている。さらに、黒字の者の割合は、「1億円以上」の階層では66.7% (66/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では、38.8% (45/116事業者) と各階層の中で最も低くなっている。

iii) いずれの指標とも達成している者は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、36.4% (36/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では22.4% (26/116事業者) と最も低くなっている。これは、総合化事業の規模が小さい事業者において、経営全体の所得の指標を達成することが困難となっていることに起因するものと考えられる。

ア 総合化事業計画の認定要件等

(ア) 総合化事業計画の認定要件

総合化基本方針では、総合化事業計画の認定要件として、以下の事項が定められている。

- ① 農林漁業者等が行う事業であること。
- ② 農林漁業経営の改善に係る次の2指標をいずれも満たすこと。
 - i) 総合化事業の売上高が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること。
 - ii) 総合化事業の実施により、経営全体の所得が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。
- ③ 次に掲げる措置のいずれかを行うものであること。
 - i) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - ii) 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - iii) i) 又は ii) に掲げる措置を行うために必要な生産の方式の改善
- ④ 計画期間が5年以内であること（3～5年が望ましい。）。

(イ) 総合化事業計画の認定により受けられる支援措置

総合化事業計画の認定を受けることで、農地法の特例（農地転用の手続の簡素化）や、農業改良資金融通法の特例（償還期限及び据置期間の延長）など、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置を活用することができるほか、総合化事業の実施に必要な施設の整備等を補助の対象とする農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」（注）、A-FIVEによる出資等を活用することができる。

（注）平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」となっている。

(ウ) 総合化事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与

法令、各種通知等に基づく、総合化事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与は、以下のとおりである。

- ① 六次産業化・地産地消法第5条第9項の規定に基づき、農林水産大臣は総合化事業計画の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとされている。
- ② 総合化基本方針では、地方農政局等が中心となり、都道府県、市町村、SC等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対する支援や、認定総合化事業者に対し、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行うこととされている。

- ③ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」（平成 26 年 6 月 20 日付け 26 食産第 1301 号。以下「事務処理要領」という。）では、
- i) 地方農政局等は、農林漁業者から総合化事業計画の案の提出があったときは、都道府県又は都道府県 SC (注) に対して、当該案を送付して、事前に十分な連絡調整を行う
 - ii) 総合化事業計画の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長を含む。）に通知する
 - iii) 地方農政局等は、SC、都道府県と連携し、認定総合化事業者に対するフォローアップを行う
- こととされている。

(注) 都道府県段階に設置された SC をいう。詳細は、後述 5(2) 参照。

イ 総合化事業計画の認定件数の推移

総合化事業計画の認定件数をみると、制度が開始された平成23年度から29年度末までに2,349件が認定されている（A-FIVE出資事業者の件数を含む。）。これを年度別の件数の推移でみると、図表4-(2)-①のとおり、平成23年度の709件をピークに28年度には71件の認定となるなど、減少傾向となっている。

図表 4-(2)-① 総合化事業計画の認定件数の推移

(単位：件)

区分	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数（累計）	709	1,321	1,811	2,061	2,156	2,227	2,349
件数（年度ごと）	709	612	490	250	95	71	122

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。

3 認定を取り消した件数を除く。

この理由について、実地調査した 9 地方農政局等からは、i) 制度開始当初は、新たな認定制度であることから取り組みたい事業者が多く、認定申請も多かったが、近年は認定申請が落ち着いていること、ii) 認定総合化事業者が申請できる交付金の交付率が減少したこと (注) 等により、年度当たりの認定件数が減少していると考えられるとの意見が示されている。

また、実地調査した 25 都道府県及び 25 都道府県 SC からは、6 次産業化の施策や事業に関して、総合化事業計画の認定を要件とする交付金の交付率の低下により、認定を受けるメリットが減じている等の意見が示されている。

こうした状況の中で、地方農政局等では、認定総合化事業者の事例集の作成や、会議、セミナー、個別相談会等を開催し、管内の農林漁業者に対して周知・啓発

することにより、案件の発掘に努めているとしている。

(注) 6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)について、平成26年度は事業費の1/2以内の交付率であったが、27年度では事業費の3/10以内(上限額1億円)の交付率となっている。

ウ 総合化事業計画の認定により受けられる支援措置の活用状況

(ア) 六次産業化・地産地消法に基づく特例措置等の活用状況

認定総合化事業者における、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置の活用状況をみると、図表4-(2)-②のとおり、平成29年度末時点の活用件数は累計120件であり、29年度末までの総合化事業計画件数2,349件(注)の5.1%となっている。

(注) A-FIVE 出資事業者の件数を含み、認定取消件数を除く。

図表4-(2)-② 主な支援措置の活用状況

(単位：件、百万円)

区分		平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
六次産業化・地産地消法に 基づく特例措置	①	件数 金額	20 692	19 680	16 376	12 307	16 515	8 488	12 550
	②	件数 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	③	件数 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	④	件数	1	1	2	0	0	0	0
	⑤	件数	0	0	0	0	0	0	0
	⑥	件数	3	1	2	1	0	0	0
	⑦	件数 金額	0 0	0 0	0 0	1 54	0 0	1 45	0 0
	⑧	件数	0	1	3	0	0	0	0
累計(件数)		24	46	69	83	99	108	120	
【参考】 その他	⑨	件数 金額	1 14	0 0	2 24	1 5	3 111	4 2,599	2 1,297

(注)1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。

2 本表の①～⑨の特例措置は以下のとおり。

- ① 六次産業化・地産地消法第9条に基づく農業改良資金融通法の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ② 六次産業化・地産地消法第10条に基づく林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ③ 六次産業化・地産地消法第11条に基づく沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)
- ④ 六次産業化・地産地消法第12条に基づく農地法の特例(農地転用に係る手続の簡素化)
- ⑤ 六次産業化・地産地消法第13条に基づく酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の特例(草地の形質変更に係る手続の簡素化)
- ⑥ 六次産業化・地産地消法第14条に基づく都市計画法(昭和43年法律第100号)の特例(市街地区域内で開発行為を行う場合の審査手続の簡素化)
- ⑦ 六次産業化・地産地消法第15条に基づく食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)の特例(金額は保証額)(事業に必要な資金の借入れに係る債務保証)

- ⑧ 六次産業化・地産地消法第 16 条に基づく野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付）
 - ⑨ 日本政策金融公庫の融資制度である農林漁業施設資金
- 3 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。

(イ) 総合化事業計画の認定を要件とした補助金等の活用状況

総合化事業計画の認定を受けることで、総合化事業の実施に必要な施設の整備等が補助の対象とされる「6次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」(注)の申請を行うことができる。認定総合化事業者における当該交付金の活用状況（当該交付金の前身となる補助金等を含む。）をみると、図表 4-(2)-③のとおり、平成 29 年度末時点の活用件数は累計で 486 件となっている。

(注) 平成 30 年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」となっている。

図表 4-(2)-③ 総合化事業計画の認定を要件とした補助金等の活用状況

(単位：件、百万円)

区分		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度	28 年度	29 年度
					当初	補正			
①	件数	235	—	—	—	—	—	—	—
	金額	4,426	—	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	65	—	—	—	—	—	—
	金額	—	914	—	—	—	—	—	—
③	件数	—	26	—	—	—	—	—	—
	金額	—	2,915	—	—	—	—	—	—
④	件数	—	—	18	—	—	—	—	—
	金額	—	—	588	—	—	—	—	—
⑤	件数	—	—	—	5	—	—	—	—
	金額	—	—	—	162	—	—	—	—
⑥	件数	—	—	44	11	32	14	17	19
	金額	—	—	2,593	1,133	1,029	291	664	770
累計	件数	235	326	388	404	436	450	467	486
	金額	4,426	8,255	11,436	12,731	13,760	14,051	14,715	15,485

- (注) 1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「—」は、当該年度（平成 26 年度は当初又は補正）に措置されていなかったことを示す。
- 3 本表の①～⑥の事業の名称は以下のとおり。
- ① 6次産業化推進整備事業（基金事業）
 - ② 6次産業化推進整備事業
 - ③ 6次産業化推進事業（基金事業）
 - ④ 6次産業化整備支援事業
 - ⑤ 6次産業化ネットワーク活動整備事業
 - ⑥ 6次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）
- 4 A-FIVE 出資事業者の件数を含む。
- 5 ①及び③の基金事業の交付実績については、基金造成年度（平成 23 年度又は 24 年度）に計上している。

エ 農林水産省のフォローアップの実施状況

国は、六次産業化・地産地消法第 20 条の規定に基づき、認定総合化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとされ、また、事務処理要領では、総合化事業計画の実施状況を把握するため、認定総合化事業者から提出された実施状況報告書に基づき、認定総合化事業者に対してヒアリングを実施し、総合化事業の進捗状況等の分析及び評価を行い、都道府県及び SC と連携して、必要なフォローアップを確実に実施することとされている。これらを受け、農林水産省食料産業局は、地方農政局等に対し、「六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定者フォローアップの手引き」（平成 27 年 6 月農林水産省食料産業局産業連携課。以下「手引き」という。）及び「認定事業者の進捗と今後の展開に応じたアドバイスの実施について」（平成 27 年 9 月 8 日付け農林水産省食料産業局産業連携課）を示している。

これらに基づき、地方農政局等においては、毎年度、認定総合化事業者における総合化事業の売上高や経営全体の所得などの経営状況、総合化事業計画の進捗状況、総合化事業実施の課題等を実施状況報告書及び認定総合化事業者に対するヒアリングにより把握し、指導及び助言や 6 次産業化プランナー（以下「プランナー」という。）などの専門家の派遣による支援を実施している。さらに、地方農政局等が把握した情報を農林水産省食料産業局が取りまとめ、「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査」として概要を公表している。

実地調査した地方農政局等では、各地の実情を踏まえ、様々な取組を実施しており、i) 事務処理要領及び手引きに記載されているスケジュールでは適時の支援ができないとして、認定総合化事業者からの実施状況報告書の提出を受ける前にヒアリングを実施している例（北海道農政事務所及び東北農政局）や、ii) 3 か月に 1 回程度、電話やメールで総合化事業計画の進捗状況を確認している例（北海道農政事務所）、iii) 地方農政局等、都道府県及び都道府県 SC が一緒に認定総合化事業者を訪問し、現状と課題及び今後の対応について情報共有している例（北陸農政局及び中国四国農政局）など、工夫してフォローアップをしている例もみられた。

なお、以上のフォローアップに対して、実地調査した認定総合化事業者 32 事業者のうち、2 事業者からは、フォローアップを通じて、事業の在り方を顧みることができる等の意見が示されている。

オ 総合化事業の効果の発現状況の把握結果

農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、分析対象事業者の「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」について i) 2 指標の状況、ii) 2 指標の達成状況、iii) 総合化事業の規模別の分析等により総合化事業の効果の発現状況を把握した結果は、以下のとおりである。

(7) 総合化事業の実施による2指標の状況（分析対象事業者全体の合計額）

a 総合化事業の売上高

分析対象事業者全体における総合化事業の売上高の合計額は、図表4-(2)-④のとおり、総合化事業計画の開始時点847億円から終了時点1,121億円と274億円増加しており、増加率は32.3%となっている。

また、これを平成24年度から28年度までの5年間の農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）と比較すると、図表4-(2)-⑤のとおり、同販売金額の増加率は17.3%となっており、分析対象事業者の総合化事業の売上高の増加率の方が高くなっている。

図表4-(2)-④ 分析対象事業者全体の総合化事業の売上高の合計額の増加率

(単位：億円、%)

区分	開始時点	終了時点	増加額	増加率
総合化事業の売上高	847	1,121	274	32.3

(注) 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

図表4-(2)-⑤ 農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額の増加率（平成24年度、28年度）

(単位：億円、%)

区分	平成24年度	28年度	増加額	増加率
農業及び漁業の6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額	19,248	22,575	3,327	17.3

(注)1 6次産業化総合調査に基づき、当省が作成した。

2 農業生産関連事業については、輸出の値は含まない。

3 漁業生産関連事業のうち、平成24年度は漁家民宿及び漁家レストランの値は含まない。

b 経営全体の所得

分析対象事業者における経営全体の所得の合計額は、図表 4-(2)-⑥のとおり、総合化事業計画の開始時点 43 億円から終了時点 63 億円と 20 億円増加しており、増加率は 46.5%となっている。

また、これを平成 24 年から 28 年までの 5 年間の農業者全体の所得（生産農業所得）と比較すると、図表 4-(2)-⑦のとおり、同所得の増加率は 27.1%となっており、分析対象事業者の経営全体の所得の増加率の方が高くなっている。

図表 4-(2)-⑥ 分析対象事業者の経営全体の所得の増加率

(単位：億円、%)

指標	開始時点	終了時点	増加額	増加率
経営全体の所得	43	63	20	46.5

(注) 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

図表 4-(2)-⑦ 生産農業所得の増加率（平成 24 年、28 年）

(単位：億円、%)

区分	平成 24 年	28 年	増加額	増加率
生産農業所得	29,541	37,558	8,017	27.1

(注) 生産農業所得統計に基づき、当省が作成した。

(イ) 2 指標の達成状況等

分析対象事業者における総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況についてみると、次のとおりである。

a 総合化事業の売上高

総合化事業の売上高の指標を達成している分析対象事業者は、図表 4-(2)-⑧のとおり、71.4% (571/800 事業者) となっている。

また、分析対象事業者における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの総合化事業の売上高の増減については、増加している者の割合は 74.1% (593/800 事業者)、減少している者の割合は 25.8% (206/800 事業者) となっている (注)。

なお、分析対象事業者における総合化事業の売上高の増加率の中央値は 39.4%であり、総合化基本方針に定められている増加率 3~5%を超えている。

(注) 増減なしの者 1 事業者あり。

図表 4-(2)-⑧ 総合化事業の売上高の指標の達成状況

(単位：事業者、%)

指標名	区分	総数	達成	未達成
総合化事業の売上高	事業者	800	571	229
	(割合)	(100)	(71.4)	(28.6)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

b 経営全体の所得

経営全体の所得の指標を達成している分析対象事業者は、図表 4-(2)-⑧のとおり、38.1% (305/800 事業者) となっており、総合化事業の売上高の指標と比較して、経営全体の所得の指標の達成に苦慮している状況がうかがえる。

また、分析対象事業者における総合化事業計画の開始時点から終了時点の経営全体の所得の増減については、増加している者の割合は 48.1% (385/800 事業者) (注 1)、減少している者の割合は 51.9% (415/800 事業者) となっている。

なお、分析対象事業者における総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況は、黒字の者の割合は 55.3% (442/800 事業者) (注 2)、赤字の者の割合は 44.8% (358/800 事業者) となっている。

これらに関連し、実地調査した認定総合化事業者 32 事業者のうち、直近 5 年間の 6 次産業化の利益が出ていないとしている 10 事業者では、その理由として、i) 新規事業立ち上げに伴う初期投資の費用や、人件費の増加といった経費面の事情、ii) 農産物を生産して加工品にするまでに時間がかかるといった事情、iii) 農産物の市場価格の上昇や天候不順などによる事情を挙げている。

(注 1) 増加している者には、総合化事業計画の開始時点、終了時点いずれも赤字となっている者 80 事業者を含む。

(注 2) 黒字の者には、総合化事業計画の終了時点で黒字となっているものの、経営全体の所得が増加していない者 137 事業者を含む。

図表 4-(2)-⑨ 経営全体の所得の指標の達成状況

(単位：事業者、%)

指標名	区分	総数	達成	未達成
経営全体の所得	事業者	800	305	495
	(割合)	(100)	(38.1)	(61.9)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

c 両指標の達成状況

いずれの指標も達成している事業者は、図表 4-(2)-⑩のとおり、29.9% (239/800 事業者) となっている。

図表 4-(2)-⑩ 2 指標の達成状況

(単位：事業者、%)

区分	区分	総数	いずれも達成	左記以外
2 指標	事業者	800	239	561
	(割合)	(100)	(29.9)	(70.1)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「左記以外」とは、総合化事業の売上高若しくは経営全体の所得又はその両方の指標を達成していない者である。

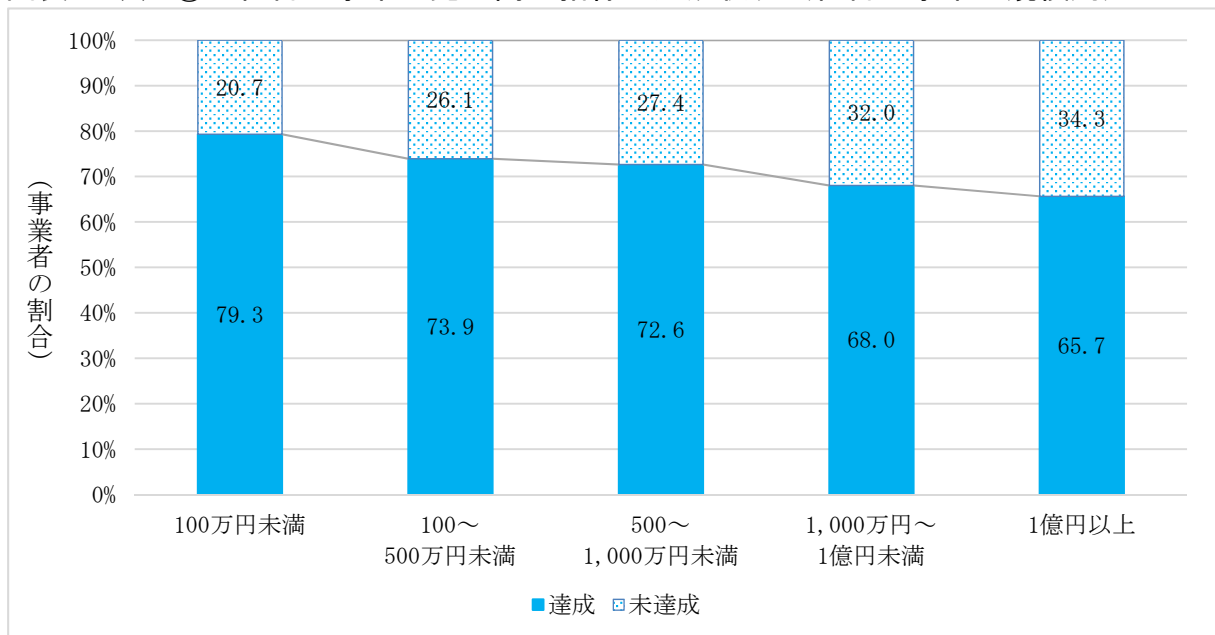
(ウ) 2 指標に係る総合化事業の規模別の分析

a 総合化事業の売上高

(a) 指標の達成状況

総合化事業の規模別に、総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑪のとおり、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっており、「100 万円未満」の階層では 79.3% (92/116 事業者) と達成している者の割合が最も高く、「1 億円以上」の階層では、65.7% (65/99 事業者) と最も低くなっている。

図表 4-(2)-⑪ 総合化事業の売上高の指標の達成状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	達成	未達成
100 万円未満	116 (100)	92 (79.3)	24 (20.7)
100～500 万円未満	188 (100)	139 (73.9)	49 (26.1)
500～1,000 万円未満	106 (100)	77 (72.6)	29 (27.4)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	198 (68.0)	93 (32.0)
1 億円以上	99 (100)	65 (65.7)	34 (34.3)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

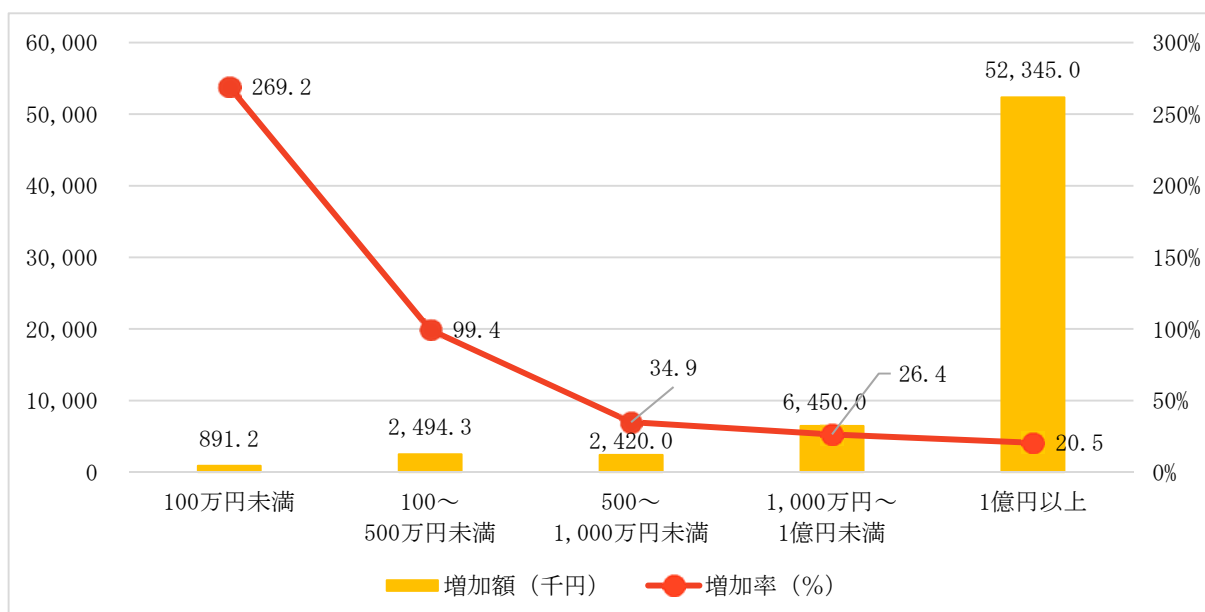
2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(b) 増加率の中央値

総合化事業の規模別に、総合化事業計画の開始時点と終了時点の総合化事業の売上高の増加率の中央値をみると、図表 4-(2)-⑫のとおり、増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さいほど大きく、特に「100 万円未満」の階層では 269.2%と、顕著に大きくなっている。

図表 4-(2)-⑫ 総合化事業の売上高の増加率等の中央値の状況

(単位：千円)



(単位：事業者、千円、%)

区分	総数	開始時点	終了時点	増加額	増加率
100 万円未満	116	400.0	1,371.7	891.2	269.2
100～500 万円未満	188	2,467.5	5,357.8	2,494.3	99.4
500～1,000 万円未満	106	6,967.5	10,275.0	2,420.0	34.9
1,000 万円～1 億円未満	291	27,915.0	35,007.8	6,450.0	26.4
1 億円以上	99	256,639.0	314,183.3	52,345.0	20.5

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

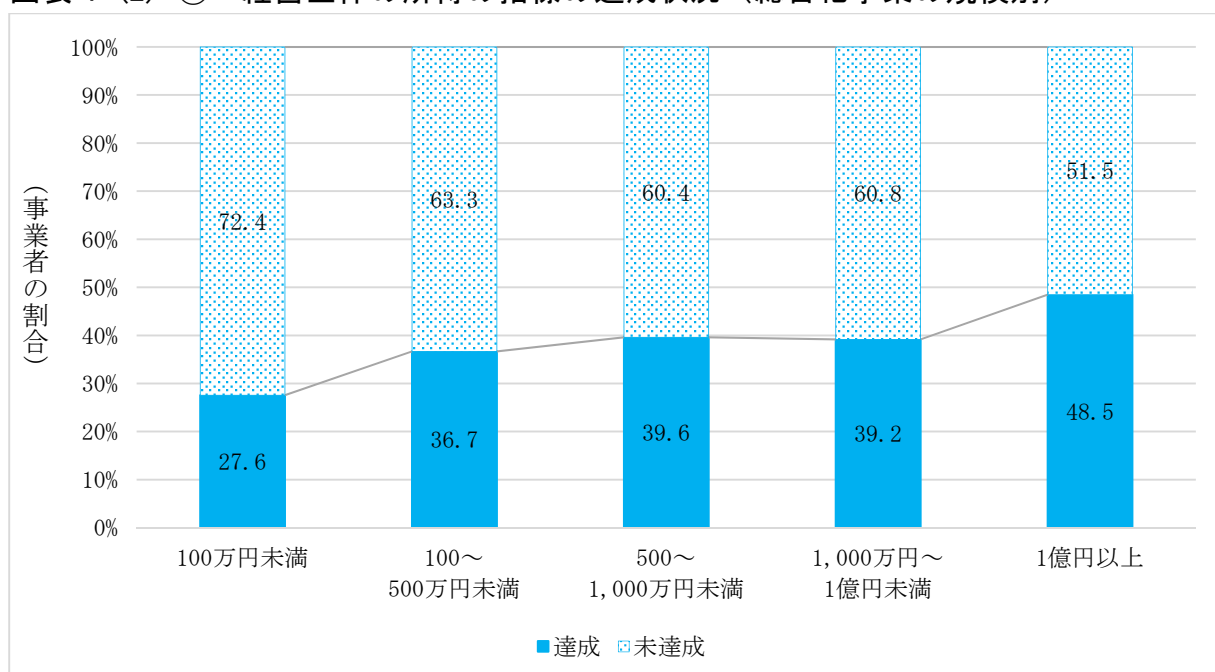
2 「開始時点」、「終了時点」、「増加額」及び「増加率」の各中央値については個別の分析対象事業者のデータから算出したものであるため、「開始時点」、「終了時点」の差分とはならない。

b 経営全体の所得

(a) 指標の達成状況

総合化事業の規模別に、経営全体の所得の指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑬のとおり、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられた。「1 億円以上」の階層では、48.5%（48/99 事業者）と最も高く、「100 万円未満」の階層では 27.6%（32/116 事業者）と最も低くなっている。

図表 4-(2)-⑬ 経営全体の所得の指標の達成状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	達成	未達成
100 万円未満	116 (100)	32 (27.6)	84 (72.4)
100～500 万円未満	188 (100)	69 (36.7)	119 (63.3)
500～1,000 万円未満	106 (100)	42 (39.6)	64 (60.4)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	114 (39.2)	177 (60.8)
1 億円以上	99 (100)	48 (48.5)	51 (51.5)

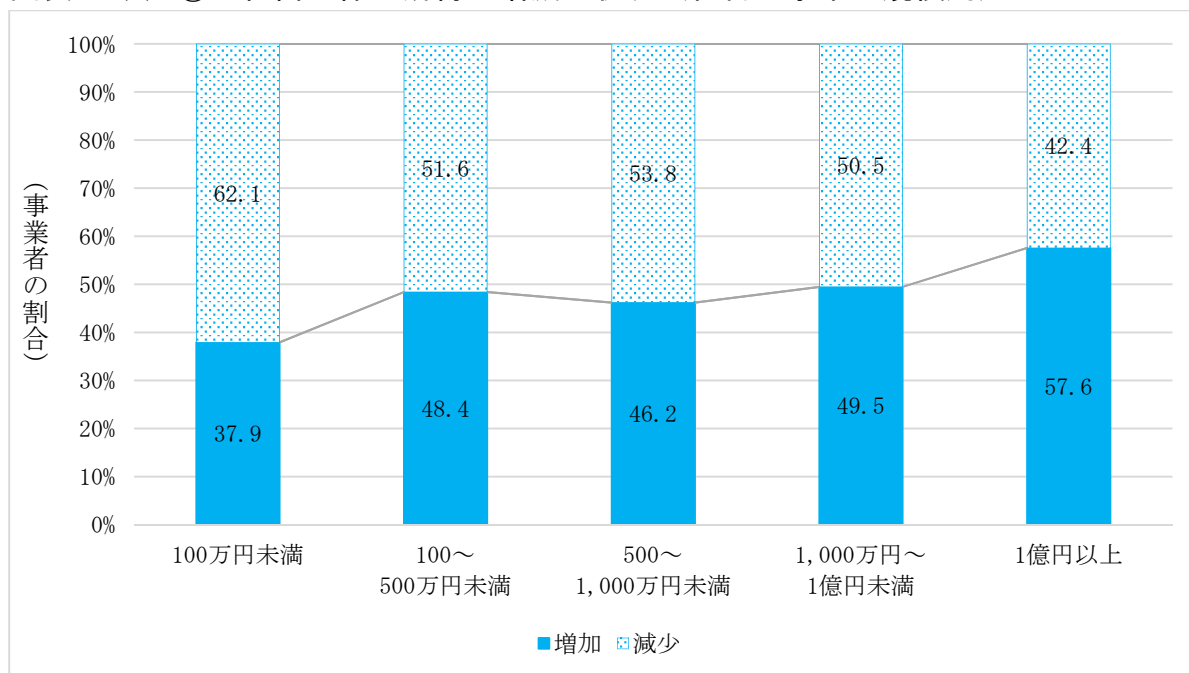
(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(b) 開始時点から終了時点までの増減の状況

総合化事業の規模別に総合化事業計画の開始時点と終了時点との経営全体の所得の増減の状況をみると、図表 4-(2)-⑭のとおり、増加している者の割合は、「100 万円未満」の階層では 37.9% (44/116 事業者) と最も低くなっている。一方、「1 億円以上」の階層では 57.6% (57/99 事業者) と最も高くなっている。

図表 4-(2)-⑭ 経営全体の所得の増減の状況 (総合化事業の規模別)



(単位：事業者、%)

区分	総数	増加	減少
100 万円未満	116 (100)	44 (37.9)	72 (62.1)
100～500 万円未満	188 (100)	91 (48.4)	97 (51.6)
500～1,000 万円未満	106 (100)	49 (46.2)	57 (53.8)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	144 (49.5)	147 (50.5)
1 億円以上	99 (100)	57 (57.6)	42 (42.4)

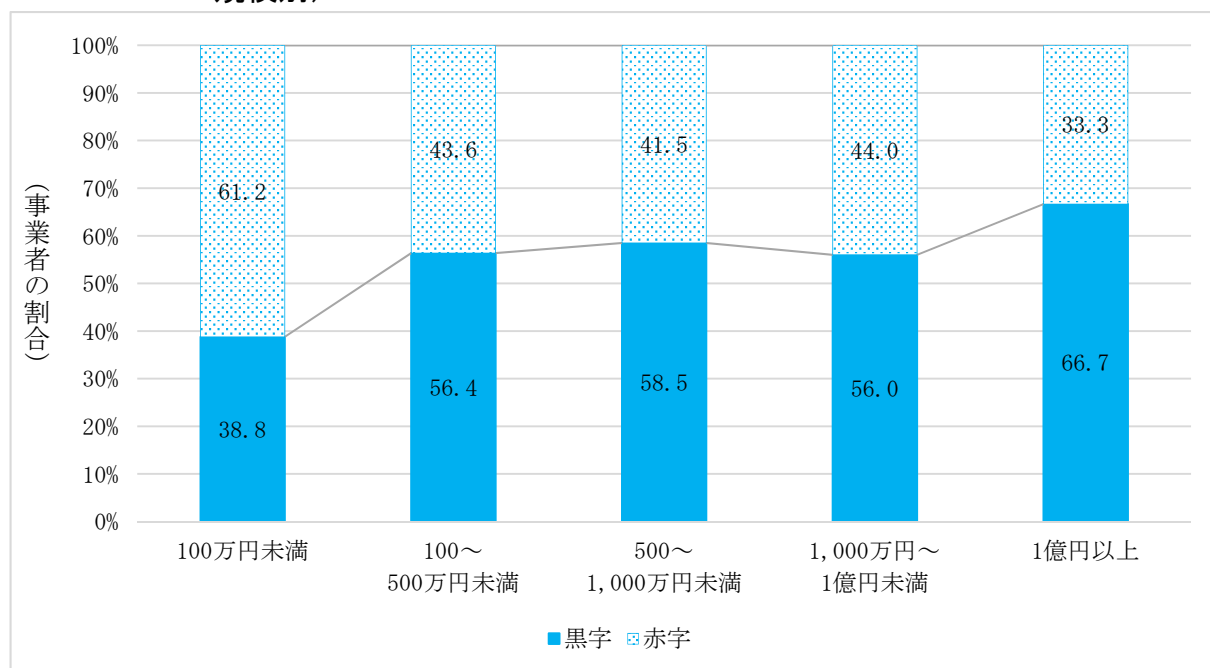
(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

(c) 終了時点の経営全体の所得の状況

総合化事業の規模別に総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況をみると、図表4-(2)-⑮のとおり、黒字の者の割合は、「1億円以上」の階層では66.7%（66/99事業者）と最も高くなっている。一方、「100万円未満」の階層では、38.8%（45/116事業者）と各階層の中で最も低い。

図表 4-(2)-⑮ 総合化事業計画の終了時点の経営全体の所得の状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	黒字	赤字
100万円未満	116 (100)	45 (38.8)	71 (61.2)
100~500万円未満	188 (100)	106 (56.4)	82 (43.6)
500~1,000万円未満	106 (100)	62 (58.5)	44 (41.5)
1,000万円~1億円未満	291 (100)	163 (56.0)	128 (44.0)
1億円以上	99 (100)	66 (66.7)	33 (33.3)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

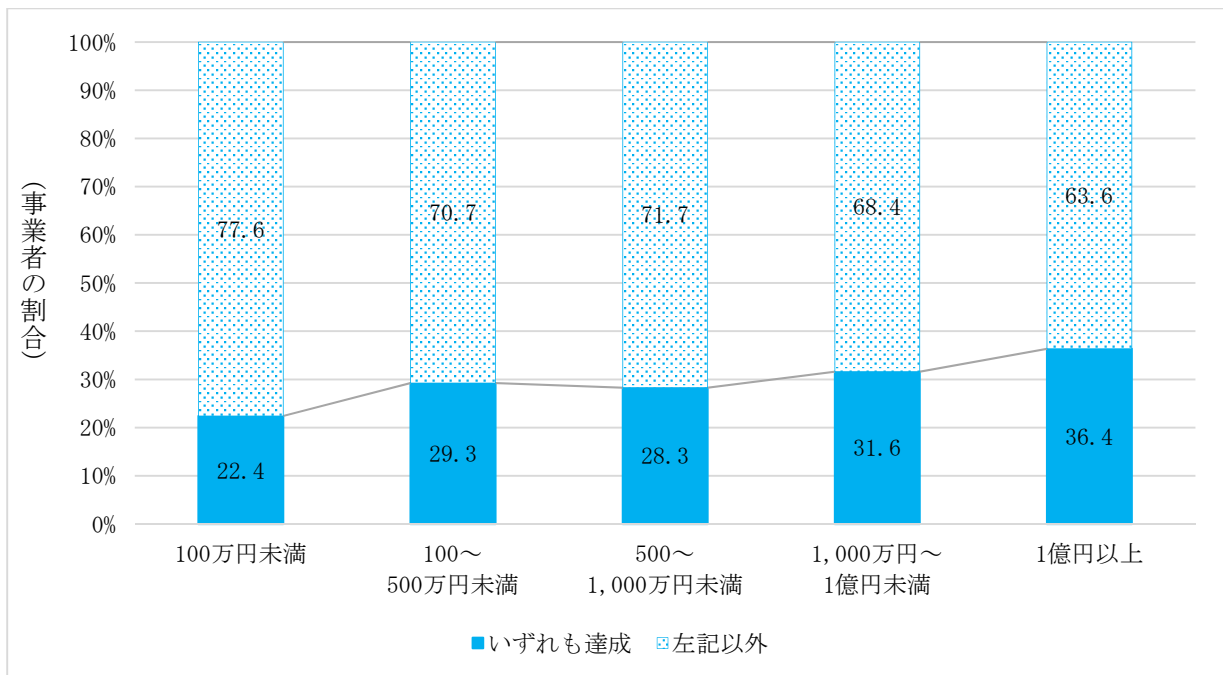
2 () は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

c 両指標の達成状況

総合化事業の規模別に、両指標の達成状況をみると、図表 4-(2)-⑯のとおり、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられた。「1 億円以上」の階層では、36.4% (36/99 事業者) と最も高く、「100 万円未満」の階層では 22.4% (26/116 事業者) と最も低くなっている。

これは、総合化事業の規模が小さい事業者において、経営全体の所得の指標を達成することが困難となっていることに起因するものと考えられる。

図表 4-(2)-⑯ 両指標の達成状況（総合化事業の規模別）



(単位：事業者、%)

区分	総数	いずれも達成	左記以外
100 万円未満	116 (100)	26 (22.4)	90 (77.6)
100～500 万円未満	188 (100)	55 (29.3)	133 (70.7)
500～1,000 万円未満	106 (100)	30 (28.3)	76 (71.7)
1,000 万円～1 億円未満	291 (100)	92 (31.6)	199 (68.4)
1 億円以上	99 (100)	36 (36.4)	63 (63.6)

(注)1 農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 () は、各区分の「総数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 「左記以外」とは、総合化事業の売上高若しくは経営全体の所得の指標又はその両方の指標を達成していない者である。